

岡山県被保護者等就労準備支援事業業務委託仕様書

1 事業の目的

将来的に一般就労が可能ではあるものの、就労意欲や生活能力・就労能力が低いなどの課題を抱える生活困窮者や生活保護受給者（以下「被保護者等」という。）に対し、就労の機会を提供するとともに、就労に必要な知識及び能力向上のために必要な訓練等を行う就労訓練事業（以下「中間的就労」という。）の場を創設し、就労意欲の喚起からカウンセリング、個別支援プログラムの作成、就職活動等の総合的な支援を行い、また就労体験等を通じ、自立の促進を図ることを目的とする。

2 実施方法

本事業の実施主体は岡山県とし、業務の適切な運営が確保できると認められる社会福祉法人、特定非営利活動法人等に委託して実施する。

3 基本方針

受託者は、次に掲げる基本方針に基づき委託業務を遂行すること。

- (1) 支援対象者の就労意欲の喚起から就労実現までの目的を達成するために関係機関と連携し、委託業務の実施に努めること。
- (2) 支援状況の進行管理など、委託業務の実施に必要な調整を行うこと。
- (3) 事業の趣旨を踏まえ、真に支援対象者の自立の助長に必要な支援を行うよう努めること。
- (4) この事業で創設する中間的就労の場が、本事業終了後も継続して維持され、対象者の自立助長のみならず、地域の活性化に資するものとなるよう努めること。
- (5) 委託業務の実施にあたって、「岡山県個人情報保護条例（平成14年岡山県条例第3号）」を遵守するとともに、個人情報の厳格な管理のために万全の体制を整備すること。

4 前提条件

受託者は、以下の各条件を前提として業務を遂行すること。

(1) 苦情対応

支援対象者と委託業務に従事する受託者の職員との間の苦情、トラブル対応は原則として受託者で行う。

ただし、福祉事務所及び県民局（以下「福祉事務所等」という。）並びに生活困窮者自立相談支援機関の職員に引き継ぐ必要があるものは、受託先事業統括者から引き継ぐこととする。

- (2) 信用失墜行為の禁止
業務を遂行するに当たり、委託者の信用を失墜する行為を行ってはならない。
- (3) 資料等の適正な保管
個人情報を含む資料については、適切かつ厳重に管理すること。
- (4) 受託者は、上記(1)～(3)を含め、事業従事者が適正な支援を行うために必要な教育を行うこと。

5 事業内容等

(1) 支援対象者

市(岡山市、倉敷市を除く)及び福祉事務所を設置している村並びに県民局管轄の町村に居住する被保護者等で、次に該当する者20名程度とする。

ア 将来的に一般就労が可能ではあるものの、就労への意欲や生活能力・就労能力が低いなどの就労に向けた課題をより多く抱える者で、就労意欲の喚起を図る必要がある者

イ 福祉事務所等が支援を必要と認めた者

(2) 支援場所

県内に設置した中間的就労の場とする。

(3) 業務内容

ア 中間的就労の場の設置・運営業務

受託者は、県内の多くの福祉事務所等から支援対象者が参加できるよう、中間的就労の場を開拓・設置し、支援対象者の中間的就労を管理運営する。

中間的就労の場の設置・運営は、受託者が直接設置運営する事業所において行うものと、第三者が運営する既存の事業所を活用して行うものと、いずれであるかを問わない。ただし、本事業の再委託を認めるものではない。

イ 支援プログラムの作成業務

受託者は、福祉事務所等からの情報提供により、支援対象者の生活歴・職歴・年齢・社会性・離職期間等を勘案した支援プログラムを作成する。作成したプログラムは、福祉事務所等へ報告する。

ウ カウンセリング業務

受託者は、家庭訪問又は福祉事務所等若しくは受託者の事業所への来所による面接等により、新型コロナウイルス感染症の影響等を踏まえ家庭訪問等が困難な場合においては電話又はオンラインでの面接等により、就労意欲を喚起するためのカウンセリングを行い、個別の状況に応じた総合的な支援を実施する。

また必要に応じ、求職活動の知識や技術の提供、労働市場の情報や求人情報の提供を行う。

カウンセリング等を行った際は、経過記録を作成し、定期的に福祉事務所等へ報告すること。

エ 他の就労支援との連携・協力

受託者は、就労意欲が一定程度醸成される等により、就労に向けた準備が整った場合は、必要に応じて、福祉事務所等が実施する被保護者就労支援事業、生活困窮者自立相談支援事業所が実施する自立相談支援事業による就労支援、「生活保護受給者等就労自立促進事業」（平成25年3月29日付け職発0329第21号厚生労働省職業安定局長通知「生活保護受給者等就労自立促進事業の実施について」）における「就労支援チーム」等に福祉事務所等を通じて繋ぐこと。

オ 活動報告業務

受託者は、原則として毎月1回以上、県（子ども・福祉部地域福祉課）に対して、支援対象者への支援活動状況を報告するものとし、報告様式等については受託者と県が協議して決める。

カ 安全衛生の遵守

受託者は、支援対象者の安全衛生その他の作業条件について、労働基準法（昭和22年法律第49号）及び労働安全衛生法（昭和47年法律第57号）の規定に準ずる取り扱いをすること。

キ 災害補償の措置

受託者は、事業の利用に係る災害（労働基準法第9条に規定する労働者に係るものを除く。）が発生した場合に備え、労災保険に代わる保険制度への加入など、必要な措置を講じること。

6 事業委託期間

契約締結日から令和9年3月31日とする。

7 事業に係る委託料

(1) 委託料

提案内容については、4,970千円以内（消費税及び地方消費税の額を含まない）の経費を想定して検討すること。

(2) 支払上限

受託者が業務の遂行に係る経費は契約金額に全て含まれるものとし、県は契約金額を超えて費用を負担しない。

また、受託者は、支援対象者に対して費用の支払を求めてはならない。ただし、福祉事務所等が、受託者への支払を前提として支援対象者に支給した

費用は除く。

8 請求及び支払

委託者は、受託者からの適正な支払請求書を受理した時は、30日以内に当該請求額を支払うこととする。

9 その他

- (1) 受託者は労働関係法令その他関係法令を遵守すること。
- (2) 支援対象者を中間的就労に従事させるに当たり、雇用によらない場合であっても、支援対象者の安全や健康管理に関しては労働関係法令の規定に準じた取扱いを行い、また万が一災害が起こった場合に備え、労災保険に代わる保険制度への加入その他の災害補償のための措置を講じること。
- (3) 提案内容に基づき委託者と協議して定めた業務及び受託者として果たすべき責務について誠実に履行すること。
- (4) 受託者は本仕様書に定めのない事態が生じた場合、速やかに委託者と協議し、誠実に指示に従うこと。
- (5) 受託者は、本仕様書に定めのないものについても、本業務の遂行上必要と思われるもので委託者と受託者が協議の上、了承されたものについてはこれを行うものとする。